

国立国会図書館委託設計業務等調査検査事務処理要領

(令和4年1月28日国図管2201201号)

第1章 総則

1 通則

国立国会図書館の発注する測量及び建設コンサルタント等業務（以下「設計業務等」という。）の委託契約の履行の調査及び検査の実施に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。）その他の法令が監督及び検査の実施に関し定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

2 調査及び検査

- (1) この要領において「調査」とは法第29条の11第1項の規定に準じて行う設計業務等の委託契約の適正な履行を確保するため必要な調査をいう。
- (2) この要領において「検査」とは法第29条の11第2項に規定する契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う設計業務等の既済部分（性質上可分の設計業務等の完済部分を含む。以下同じ。）の確認を含む。）をするため必要な検査をいう。

第2章 調査

3 調査の体制

調査は、原則として当該設計業務等の請負契約に係る支出負担行為担当官又は契約担当官（以下「契約担当官等」という。）でない調査職員（規則第18条第1項に規定する監督職員に準ずる者をいう。以下同じ。）が行うものとする。ただし、関西館の所掌に属する設計業務等にあつては、関西館総務課長が総括調査員となることを妨げないものとする。

4 調査業務の分類

調査業務は、総括調査業務及び一般調査業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとするものとする。

ア 総括調査業務

- (ア) 設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）に基づく契約担当官等の権限とされる事項のうち契約担当官等が必要と認めて委任したものの処理
- (イ) 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する

業務に関する指示で重要なものの処理

- (ウ) 契約図書（契約書及び設計業務等委託契約における設計仕様書（以下「設計仕様書」という。）をいう。以下同じ。）の記載内容に関する契約の相手方からの確認の申出に対する承諾又は質問に対する回答で重要なものの処理
 - (エ) 契約の履行に関する契約の相手方との協議で重要なものの処理
 - (オ) 関連するその他の業務との工程等に関する調整で重要なものの処理
 - (カ) 業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当官等に対する報告
 - (キ) 一般調査業務を担当する調査員の指揮監督及び調査業務の掌理
- イ 一般調査業務
- (ア) 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示（重要なものを除く。）の処理
 - (イ) 契約図書の記載内容に関する契約の相手方からの確認の申出に対する承諾又は質問に対する回答（重要なものを除く。）の処理
 - (ウ) 契約の履行に関する契約の相手方との協議（重要なものを除く。）の処理
 - (エ) 業務の進捗状況の確認及び設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
 - (オ) 関連するその他の業務との工程等に関する調整（重要なものを除く。）の処理
 - (カ) 業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括調査業務を担当する調査職員に対する報告

5 調査職員の担当業務等

- (1) 調査職員は、総括調査員及び調査員とし、それぞれ総括調査業務及び一般調査業務を担当するものとする。

ただし、100万円以下の設計業務等の委託契約については、調査職員は調査員のみとし、総括調査業務及び一般調査業務を併せて担当するものとする。

- (2) 2以上の分野を含む設計業務等の調査を行う場合は、各分野に調査職員を置くものとする。

ただし、技術的条件を勘案し必要がないと認められるときは、1名の調査職員が2以上の分野の調査を担当することができるものとする。

6 調査職員の任命

- (1) 総括調査員には、総務部管理課長又はその指名する職員を任命するものとする。ただし、関西館の所掌に属する設計業務等に関しては、関西館総務課長又はその指名する職員を任命するものとする。
- (2) 調査員には、設計業務等を担当する職員を任命するものとする。
- (3) 調査職員の任命は、設計業務等の委託契約ごとに行うものとする。

7 調査委託契約書の作成

令第101条の8の規定に準じて行う国の職員以外の者への調査の委託は、設計業務等の内容、第9に規定する調査の技術的基準及び第10の規定を勘案し、調査の方法及び契約担当官等に連絡又は報告すべき事項その他必要な事項を記載した契約書を作成して行わなければならないものとする。

8 契約の相手方への通知

契約担当官等は、調査職員又は令第101条の8の規定に準じて調査を委託した国の職員以外の者の官職又は氏名を、設計業務等の委託契約ごとに、遅滞なく、別記様式第1による調査職員通知書により、契約の相手方に通知するものとする。これらの者に変更があった場合も同様とする。

ただし、100万円以下の設計業務等の委託契約の受注者に対しては、調査職員通知書によらないことができるものとする。

9 調査の技術的基準

調査職員が調査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによる。

10 調査に関する図書

調査職員は、次の各号に掲げる図書（契約の相手方から提出された図書を含む。）をそれぞれ担当事務に応じて作成し、及び整理して調査の経緯を明らかにするものとする。

- ア 設計業務等の実施状況を記載した図書
- イ 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した書類
- ウ その他調査に関する図書

第3章 検査

11 検査の種類

検査の種類は、次に掲げるとおりとするものとする。

- ア 完了検査 設計業務等の完了を確認するための検査
- イ 既済部分検査 設計業務等の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において、設計業務等の既済部分を確認するための検査

12 検査の体制

- (1) 検査は、原則として、契約担当官等以外の検査職員（規則第20条第1項に規定する検査職員をいう。以下同じ。）が行うものとする。
- (2) 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、必要があるときは、それぞれの検査職員の検査の対象を設計業務等の分野等により定め、又は他の検査職員を指揮監督して検査を行い、その結果を総括する検査職員を定めることができるものとする。

13 検査職員の任命

- (1) 検査職員には、国立国会図書館の所掌に属するものにあつては総務部管理課の職員を任命するものとし、関西館の所掌に属するものにあつては、関西館総務課の職員を任命するものとする。
- (2) 検査職員の任命は、検査ごとに行うものとする。

14 調査の職務と検査の職務の兼職

令第101条の7の特別の必要がある場合に準じ、検査職員の職務が調査職員の職務を兼ねることができる場合とは、検査を行うために特別の技術を要するため、調査職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査を行う場合とする。

15 検査の技術的基準

検査職員が検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

16 検査調書

- (1) 検査職員が検査を行った結果給付が完了していることを確認した場合に作成する設計業務等検査調書は、別記様式第2によるものとする。
- (2) 検査職員が検査を行った結果給付が設計業務等の委託契約の内容に適合しないことを確認した場合に作成する設計業務等検査調書は、別記様式第3によるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1

国 図 号
年 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者氏名

殿

支出負担行為担当官
官職 氏名 印

調査職員通知書

年 月 日付けで委託契約を締結した次の委託業務について、国立国会図書館委託設計業務等調査検査事務処理要領第8の規定に基づき、下記のとおり調査職員を通知する。

委託業務の名称

履行場所

記

総括調査員 (氏名)

調査員 (氏名)

設計業務等検査調書

検査の種類 完了検査

1 委託業務の名称	
2 履行場所	
3 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 業務委託料	
5 契約の相手方	
6 完了年月日	年 月 日
7 検査年月日	年 月 日

上記の業務は、設計業務等委託契約書、設計業務等委託仕様書その他の関係図書に基づき完了検査を行った結果、これらのとおり完了したことを確認する。

年 月 日

検査職員
官職 氏名

記載要領

- 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、総括検査職員（検査の結果を総括する検査職員をいう。以下同じ。）が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記名すること。
- 検査を行う場合において、当該検査の対象を設計業務等の分野等により分割して検査を行ったときは、それぞれの検査職員が担当した分野等名を記載した内訳書を添付すること。

別記様式第2(B)

設計業務等検査調書（完済部分検査）

検査の種類 既済部分検査（第 回）

1 委託業務の名称	
2 履行場所	
3 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 業務委託料	
5 契約の相手方	
6 完済部分の完了年月日	年 月 日
7 検査年月日	年 月 日
8 完済部分の表示	

上記の業務は、設計業務等委託契約書、設計業務等委託仕様書その他の関係図書に基づき、既済部分検査を行った結果、別紙内訳書のとおり金 円
也の完済部分があったことを確認する。

年 月 日

検査職員
官職 氏名

記載要領

- 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、総括検査職員（検査の結果を総括する検査職員をいう。以下同じ。）が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記名すること。
- 内訳書には、業務の内容、業務委託料並びに完済部分の内容及び業務委託料相当額の内訳を記載すること。
- 検査を行う場合において、当該検査の対象を設計業務等の分野等により分割して検査を行ったときは、それぞれの検査職員が担当した分野等名を記載した内訳書を添付すること。

別記様式第2(C)

設計業務等検査調書（既済部分検査）

検査の種類 既済部分検査（第 回）

1 委託業務の名称	
2 履行場所	
3 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 業務委託料	
5 契約の相手方	
6 検査年月日	年 月 日

上記の業務は、設計業務等委託契約書、設計業務等委託仕様書その他の関係図書に基づき、既済部分検査を行った結果、別紙内訳書のとおり金 円也の既済部分があったことを確認する。

年 月 日

検査職員
官職 氏名

記載要領

- 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、総括検査職員（検査の結果を総括する検査職員をいう。以下同じ。）が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記名すること。
- 内訳書には、業務の内容、業務委託料並びに既済部分の内容及び業務委託料相当額の内訳を記載すること。
- 検査を行う場合において、当該検査の対象を設計業務等の分野等により分割して検査を行ったときは、それぞれの検査職員が担当した分野等名を記載した内訳書を添付すること。

別記様式第3

設計業務等検査調書（不適合）

検査の種類 検査 （「完了検査」又は「既済部分検査（第 回）」と記入）

1 委託業務の名称	
2 履行場所	
3 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 業務委託料	
5 契約の相手方	
6 検査年月日	年 月 日

上記の設計業務等について検査を行った結果、下記のとおりその給付が設計業務等の委託契約の内容に適合しないものであると認める。

記

- 1 理由
- 2 その措置についての意見

年 月 日

検査職員
官職 氏名

記載要領

- 1 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、総括検査職員（検査の結果を総括する検査職員をいう。以下同じ。）が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記名すること。
- 2 検査を行う場合において、当該検査の対象を設計業務等の分野等により分割して検査を行ったときは、それぞれの検査職員が担当した分野等名を記載した内訳書を添付すること。